

外国為替令 別表 特例適用判定シート

プログラム名：
メーカー名：
型及び銘柄：

©CISTEC
2025.10.09施行政省令等対応（ 1 / 1 ）

市販プログラム特例（貿易外省令第9条第2項第十四号イ）	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
【外為令第17条第8項】 第1項、第2項又は第5項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、 内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したもの については、法第25条第1項若しくは第4項 の 規定又は第2項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 —		
【貿易外省令第9条第2項】 令第17条第8項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、 次の各号のいずれかに該当する取引とする。	【 】		
十四 プログラムを提供する取引であって、次のいずれかに該当するもの	[]		
イ 令別表中欄に掲げるプログラム（※経済産業大臣が告示で定めるものを除く。） であって、	[]		外為令別表 の項（ ）
（※）外為令別表の2の項の中欄に掲げる技術であって、 貨物等省令第15条第1項第一号に該当するもの （第1条第四号ロに該当する貨物のプログラムを除く。）	< >	除外	貨物等省令第15条第1項第 号 （貨物等省令第1条第 号 ）
（※）外為令別表の9の項の中欄に掲げる技術であって、 貨物等省令第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、 第九号の二又は第十七号のいずれかに該当するもの	< >	除外	貨物等省令第21条第1項第 号
次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引のうち、 第七号イからニまでのいずれにも（輸出令別表第3に掲げる地域に該当する外国において 提供する取引（販売されるものに限る。）若しくは輸出令別表第3に掲げる地域に該当する 外国の非居住者に提供する取引にあっては、第七号ロ若しくはニのいずれにも、 又は輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域（輸出令別表第3に掲げる地域を除く。） に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。） 若しくは輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域（輸出令別表第3に掲げる地域を を除く。）に該当する外国の非居住者に提供する取引 にあっては、第七号イ、ロ若しくはニのいずれにも）該当しないもの			
（一）購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便事業者 （民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。 以下「信書便法」という。）第2条第6項 に規定する 一般信書便事業者又は同条第9項 に規定する特定信書便事業者をいう。 以下同じ。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。） 若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの 又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの	[]		
（二）当該プログラムの使用に際して当該プログラムの供給者 又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの	[]		
	判定結果	□適用可 □適用不可	

作成責任者：（作成年月日： 年 月 日）	
会 社 名	_____
所属・役職	_____
（フリガナ）氏 名	_____ 印
電 話	_____

※適用可＝役務取引許可不要